

総務環境委員会

説明資料

令和4年12月5日
スポーツ市民局

名古屋市個人情報保護審議会の答申の概要と条例等における対応

区 分	答 申 の 趣 旨	対 応
条例要配慮個人情報	現時点で規定すべきものはない	対応不要
死者情報の開示	開示請求の対象外となるものは情報提供すべき	要綱等で規定
個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成等	法に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象は本人数1,000人以上等の一定の要件を満たす個人情報ファイルに限られるところ、その対象外となる保有個人情報に関しても帳簿を作成し、公表すべき	条例第3条
取得の制限	次の個人情報の取扱いは審議会へ事後報告すべき ・ 本人以外の者からの取得 ・ 要配慮個人情報等の取得 ・ 特別の理由による個人情報の提供 ・ 電算処理の開始等	・ 条例第11条第2項 ・ 詳細は規則、要綱等で規定
利用及び提供の制限		
電算処理に関する制限		
開示決定等の期限	現行どおり14日とすべき	条例第5条
開示請求者の費用負担	手数料は無料とし、現行どおり写しの作成等の費用のみの負担とすべき	条例第6条
訂正請求等の対象	訂正請求及び利用停止請求に当たり開示請求前置を不要とすべき	条例第7条

区 分	答 申 の 趣 旨	対 応
行政機関等匿名加工情報の提供制度	利用手数料は政令で定める基準と同額とすべき	条例第10条
	事業者からの提案内容は一定程度公表する仕組みの構築を検討すべき	規則、要綱等で規定
その他	現行の規律を可能な限り維持すべき	・ 条例第8条 ・ 条例第9条 ・ 条例第24条
	条例の改廃、運用ルールの策定は審議会に意見を聴くべき	条例第11条第1項

注1 「条例要配慮個人情報」とは、法に定める人種、信条、社会的身分、病歴等の「要配慮個人情報」以外の個人情報のうち、地域の特性等に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定めるもの

- 2 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成した電子データ又は紙媒体の文書
- 3 「個人情報ファイル簿」とは、個人情報ファイルにつき、その名称、利用目的、記録項目等を記載した帳簿
- 4 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報ファイルを構成する保有個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、個人情報を復元できないようにした情報

